# I-2 女性の活躍推進

### 1. 年齡階層別労働力人口比率

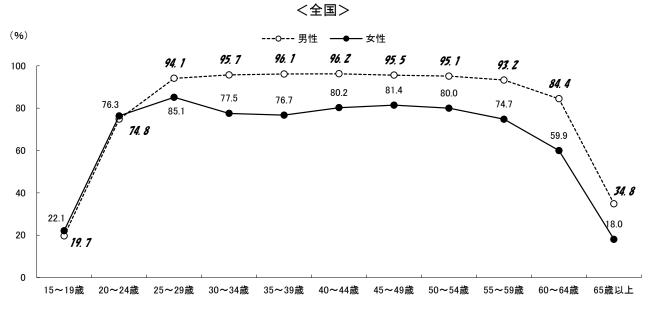
労働力人口比率は、男性では都・全国とも台形を描いている一方、女性では、都・全国とも 30 歳代 半ばから 40 歳代前半の年齢層で低下がみられるM字カーブとなっている。

<都> (%) ---○--- 男性 —— 女性 96. 7 94. 4 100 88.8 76.0 80 83.2 66.4 60 49. 9 40 20 15~24歳 25~34歳 45~54歳 65歳以上 35~44歳 55~64歳

図表 I - 2 - 1 男女別労働力人口比率(都・全国)

注:労働力人口比率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合を指す。

資料:東京都総務局「東京の労働力(労働力調査結果)」(平成31年・令和元年平均)



資料:総務省「労働力調査」(令和元年平均)

## 2. 年齡階層別潜在的労働力率(女性)

0

女性の潜在的労働力率は  $25\sim29$  歳の 91.2%をピークに  $50\sim54$  歳までは 80%台を維持している。 労働力人口比率との差は  $30\sim34$  歳で 9.1 ポイントと最も大きく、年齢が増すにつれて差は縮小していく。

---O--- 労働力人口比率 ——● 潜在的労働力率 (%) 100 91.2 87.7 87.3 86.9 85.7 84 5 83.2 79.0 85.5 80 82.3 80.1 0.08 78.7 78.6 77.7 75.3 63.0 60 59.9 40 19.2 20 24.5

図表 I - 2 - 2 年齢階層別潜在的労働力率(女性)(全国)

注1:労働力人口比率は、15歳以上人口に占める労働力人口の割合。潜在的労働力率は、労働力人口と就業希望者の合計を15歳以上人口で除した値。「図表 I - 2 - 1 男女別労働力人口比率<全国>」は、総務省「労働力調査(基本集計)」(令和元年平均)を基に、「図表 I - 2 - 2 年齢階層別潜在的労働力率(女性)」は、総務省「労働力調査(詳細集計)」(令和元年平均)を基に作成しているため、女性の労働力人口比率の数値に違いが生じている。

15~19歳 20~24歳 25~29歳 30~34歳 35~39歳 40~44歳 45~49歳 50~54歳 55~59歳 60~64歳

資料:総務省「労働力調査(詳細集計)」(令和元年平均)

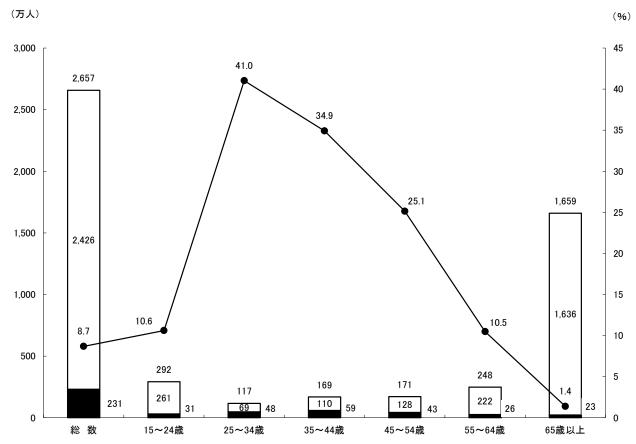
18.1

# 3. 就業希望の非労働力人口(女性)

非労働力人口のうち就業を希望している女性は 231 万人であり、女性の非労働力人口全体の 8.7% となっている。年齢別では、25 歳から 34 歳までの 41.0%をピークに、35 歳から 44 歳までが 34.9%、 45 歳から 54 歳が 25.1%の順になっている。

図表 I - 2 - 3 就業希望の非労働力人口(女性)(全国)

### ■■■ 就業希望者 □□□ 就業非希望者 ●● 非労働力人口に占める就業希望者の割合



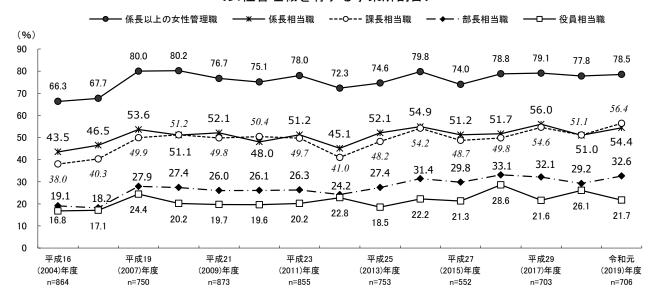
注:非就業希望者は就業内定者を含む。

### 4. 役職別女性管理職状況

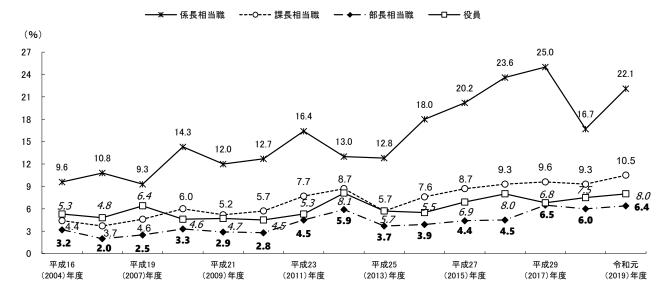
都の女性管理職を有する事業所割合は、令和元(2019)年度に係長相当職で54.4%、課長相当職で56.4%、部長相当職で32.6%、役員相当職で21.7%となっている。

役職別女性管理職の割合は、令和元(2019)年度で係長相当職が22.1%、課長相当職が10.5%、部長相当職が6.4%、役員が8.0%となっている。

図表 I - 2 - 4 - 1 役職別女性管理職の状況(都) <女性管理職を有する事業所割合>



### <役職別女性管理職の割合>



注 1:調査対象は、都内全域(島しょを除く)の従業員規模30人以上の事業所で、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業(他に分類されないもの)」の13業種、合計2500社

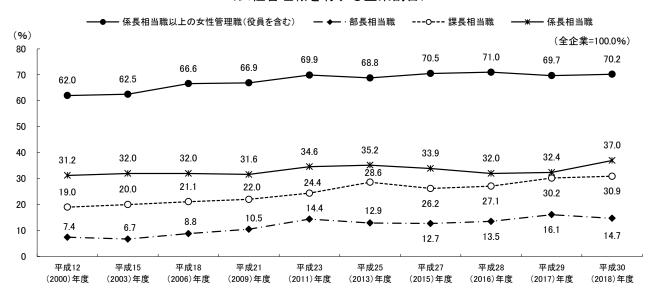
注2:一般に管理職は「課長相当職」以上であるが、ここでは事務遂行の指揮命令者である「係長職」も管理職に含めている。 注3:平成18(2006)年度はデータなし

資料:東京都産業労働局「令和元年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

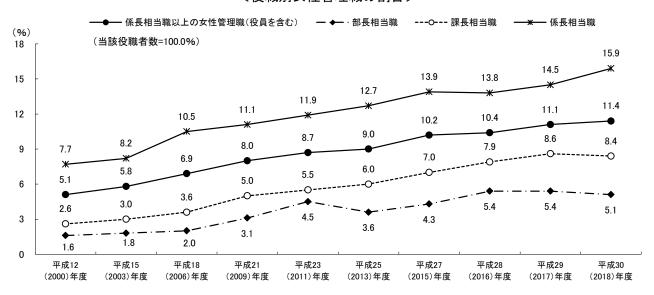
全国の女性管理職を有する企業割合を役職別にみると、係長相当職ありの企業は 37.0%、課長相当職は 30.9%、部長相当職は 14.7%となっている。

役職別女性管理職の割合は増加傾向にあり、平成30(2018)年度で係長相当職以上の女性管理職(役員を含む)全体が11.4%、係長相当職が15.9%となっている。

図表 I - 2 - 4 - 2 役職別女性管理職の状況(全国) <女性管理職を有する企業割合>



#### <役職別女性管理職の割合>



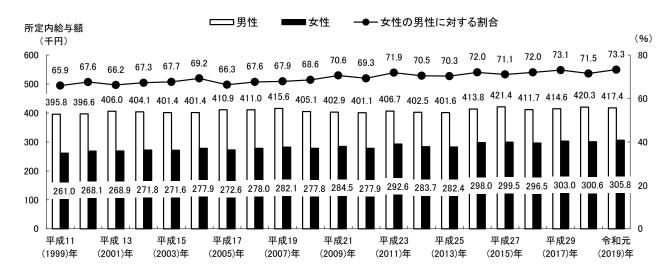
注1:全国の従業員規模30人以上の企業で、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業〈家事サービス業を除く。〉」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)〈外国公務を除く。〉」の16業種における割合である。

資料:厚生労働省「平成30年度雇用均等基本調査」

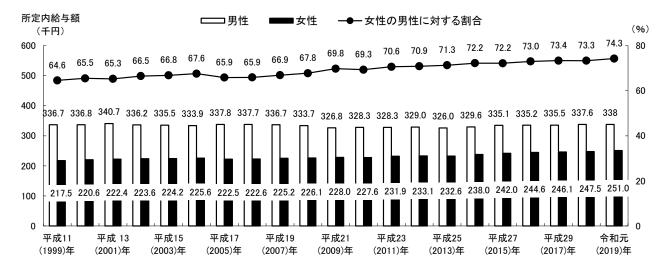
## 5. 所定内給与額男女間格差の推移

所定内給与額の女性の男性に対する割合をみると、都は平成 11 (1999) 年の 65.9%が令和元 (2019) 年には 73.3%、全国では 64.6%から 74.3%となり、男女間の格差は緩やかに縮小しているが、依然として男性の 7 割強の水準に留まっている。

図表 I - 2 - 5 - 1 所定内給与額男女間格差の推移(都・全国) <都>



#### <全国>



- 注1:女性の男性に対する割合は男性の所定内給与額を100とした場合の女性の値
- 注 2: 所定内給与額とは、きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。超過労働給与額 とは、次の給与の額をいう。
- ア 時間外勤務手当…所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与
- イ 深夜勤務手当…深夜の勤務に対して支給される給与
- ウ 休日出勤手当…所定休日の勤務に対して支給される給与
- エ 宿日直手当…本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与
- オ 交代手当…臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交代勤務給など、労働時間の位置により支給される給与

資料:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査(全国)」

平成 30 (2018) 年分の給与階級別給与所得者数の構成割合をみると、男性では所得が 300 万円以下の者が 20.9%であるのに対し、女性は 59.8%となっている。一方、男性では所得が 600 万円超の者が 30.6%であるのに対し、女性は 6.6%となっている。

■100万円以下 ■200万円以下 ■300万円以下 ■400万円以下 ■500万円以下 ■600万円以下 ■700万円以下 ■800万円以下 ■900万円以下 ■1,000万円以下 ■1,500万円以下 ■2,000万円以下 ■2,000万円超 100 (%) 20 30 40 60 90 男性 3.3 6.6 11.0 17.3 17.8 13.5 6.5 4.4 2.8 5.6 1.2 0.9 300万円以下20.9% 600万円超 30.6% 女性 15.0 23.8 21.0 17.2 10.8 5.6 300万円以下 59.8% 600万円超 6.6% 700万円以下: 2.8 800万円以下:1.5 900万円以下:0.7 1,000万円以下:0.4

図表 I - 2 - 5 - 2 給与階級別給与所得者数の構成割合(全国)

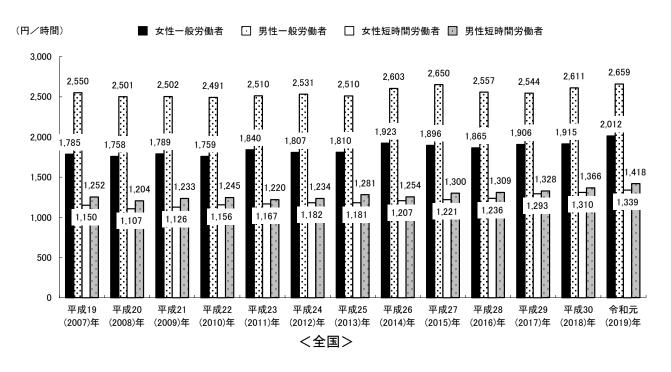
資料: 国税庁「平成30年分 民間給与実態統計調査」

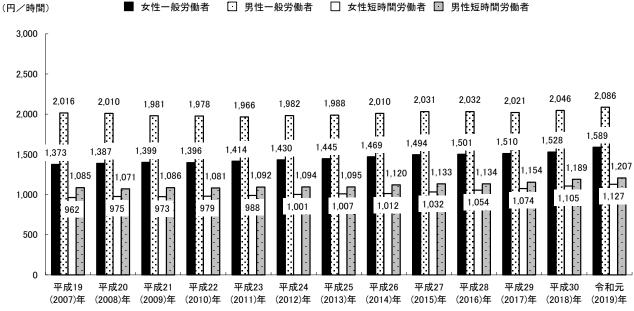
1,500万円以下:0.8 2,000万円以下:0.2 2,000万円超:0.2

# 6. 一般労働者と短時間労働者の所定内給与額男女間格差

平成 19 (2007) 年以降、平均所定内給与額は一般労働者、短時間労働者とも、ほぼ横ばいで推移している。

図表 I - 2 - 6 一般労働者と短時間労働者の所定内給与額の推移(都・全国) <都>





注1:一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。

注 2: 短時間労働者とは、同一事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短いまたは1日の所定労働時間が同じでも1 週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

注3:一般労働者の1時間あたり平均所定内給与額は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除した値である。

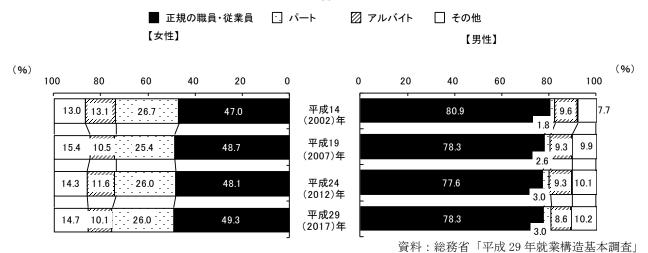
資料:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」

## I 働く場における女性の活躍

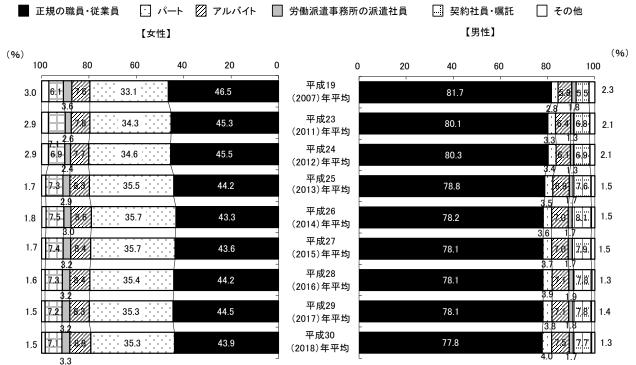
## 7. 雇用形態別(役員を除く、正規・パート等)雇用者の割合

役員を除く雇用者に占める正規の職員、従業員の割合は、平成 19 (2007) 年以降、全国、都においてほぼ横ばいで推移している。都の平成 29 (2017) 年の正規雇用者は女性が 49.3%、男性が 78.3%、全国の平成 30 (2018) 年の正規雇用者は女性が 43.9%、男性は 77.8%となっている。

図表 I - 2 - 7 雇用形態の内訳別雇用者割合(都・全国) <都>



## <全国>



3.3 注1:割合は、雇用者(役員を除く)の内訳の合計に対するものである。

注2: 平成23(2011)年については、岩手県、宮城県及び福島県を除く数値である。

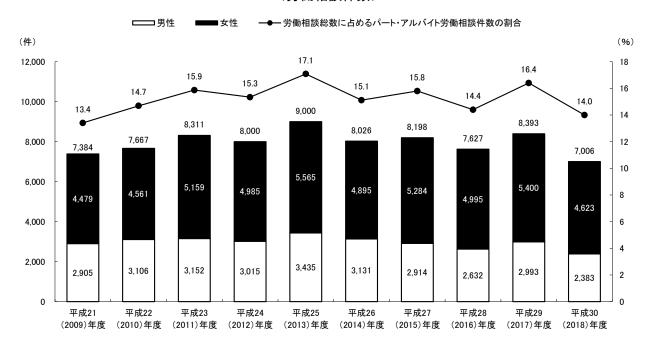
資料:総務省「平成30年労働力調査年報」

## 8. パート・アルバイトや派遣労働に関する労働相談

都内のパート・アルバイト労働に関する労働相談件数は8千件前後で推移しており、平成30(2018) 年度における労働相談件数全体に占める割合は14.0%であった。

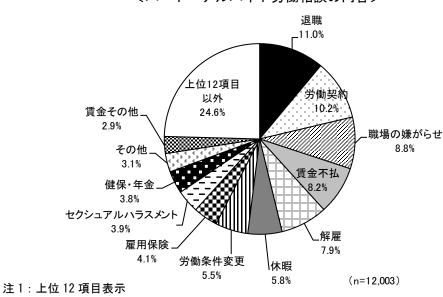
平成30 (2018) 年度における相談の内容をみると、最も多いのが「退職」(11.0%) で、以下、「労働契約」(10.2%)、「職場の嫌がらせ」(8.8%)、「賃金不払」(8.2%) の順となっている。

図表 I - 2 - 8 - 1 パート・アルバイト労働に関する労働相談(都) <労働相談件数>



資料:東京都産業労働局「東京都の労働相談の状況」(平成30年度)

<パート・アルバイト労働相談の内容>



注2:1件の相談で複数の内容を扱っている場合があるため、nは実相談件数を上回っている。

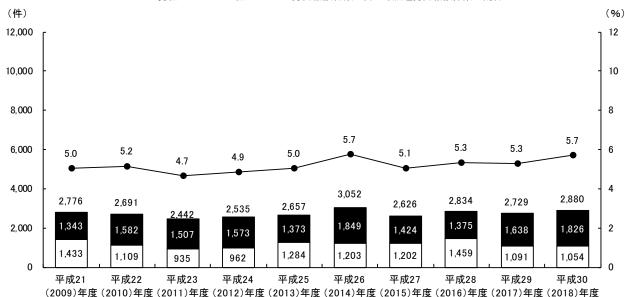
資料:東京都産業労働局「東京都の労働相談の状況」(平成30年度)

都内の派遣労働に関する労働相談件数は 3 千件前後で推移している。労働相談件数全体に占める割合は、平成 21 (2009) 年以降、5%前後で推移している。

平成 30 (2018) 年度における相談の内容をみると、最も多いのが「派遣関連」(14.3%) で、以下「職場の嫌がらせ」(10.9%)、「解雇」(9.5%)、「労働契約」(9.1%) の順となっている。

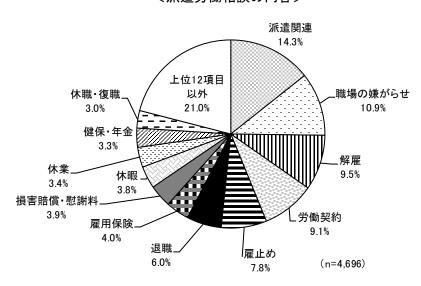
# 図表 I - 2 - 8 - 2 派遣労働に関する労働相談(都) <労働相談件数>





資料:東京都産業労働局「東京都の労働相談の状況」(平成30年度)

## <派遣労働相談の内容>



注1:上位12項目表示

注2:1件の相談で複数の内容を扱っている場合があるため、n は実相談件数を上回っている。

資料:東京都産業労働局「東京都の労働相談の状況」(平成30年度)

## 9. 雇用形態・年齢階級別平均賃金(男女別)

0.0

総数

20~24

25~29

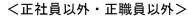
30~34

35~39

雇用形態・年齢階級別の平均賃金は、男女とも正社員・正職員は50歳代前半まで増加しているが、 男性に比べて女性の賃金の変化は緩やかになっている。正社員・正職員以外の男性は、60歳代前半 まで増加傾向にあるが、正社員・正職員と比べて増加幅は小さい。正社員以外・正職員以外の女性 では40歳代を境に減少傾向にある。

千円 500.0 ■ 女性 □ 男性 436.3 433.6 399.3 400.0 368.2 351.5 344.6 335.5 296.5 295.6 300.0 255.7 216.5 200.0 305.9 299.5 287.8 2735 269.4 259.7 271.5 258.3 240.1 212.4 100.0

図表 I - 2 - 9 雇用形態・年齢階級別平均賃金(全国) <正社員・正職員>



40~44

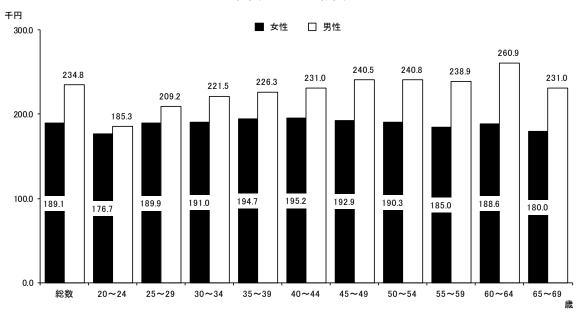
45~49

50~54

55~59

60~64

65~69

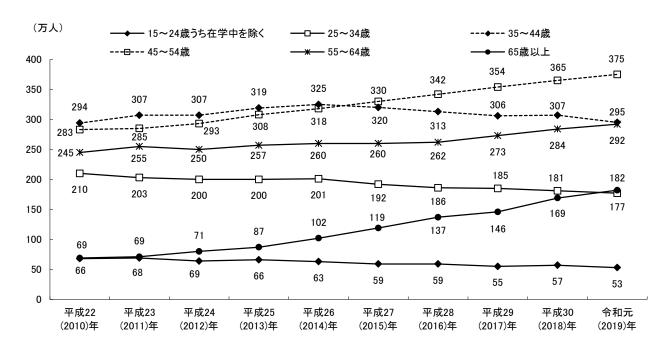


資料:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」

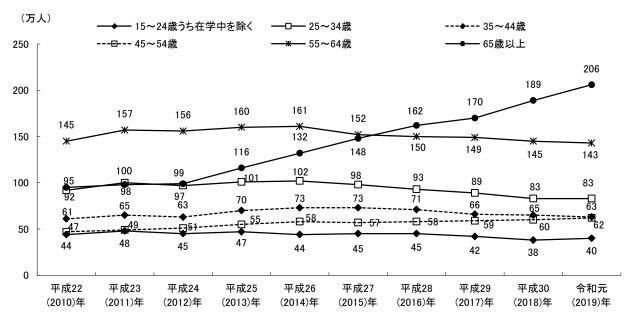
## 10. 年齢階級別非正規雇用者の推移(男女別)

年齢階級別非正規雇用者数の 10 年間の推移をみると、女性では  $15\sim34$  歳で減少、 $35\sim44$  歳で横ばい、45 歳以上で増加しており、年齢が高いほど増加の割合が高い。男性では 65 歳以上が他の年齢階級に比べて継続して増加している。

図表 I - 2 - 1 O 年齢階級別非正規雇用者の推移(全国) <女性>



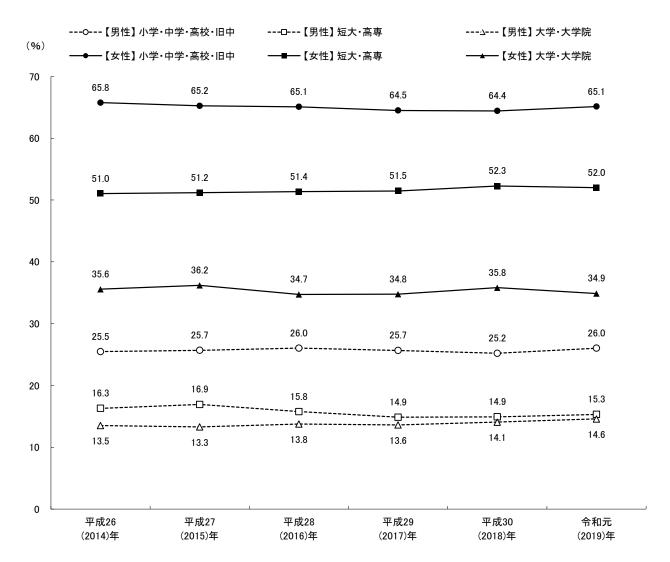
### <男性>



注:2010 年から 2011 年までの数値については、ベンチマーク人口を 2010 年国勢調査結果基準に切り替えたことに伴う変動を考慮し、時系列接続用数値に置き換えて掲載した。

## 11. 学歴別、年齢階級別非正社員の比率(男女別)

いずれの学歴区分においても女性の非正社員比率は男性よりも高い。令和元(2019)年平均では、「小学・中学・高校・旧中」の女性の65.1%、男性の26.0%、「短大・高専」の女性の52.0%、男性の15.3%、「大学・大学院」の女性の34.9%、男性の14.6%が非正社員である。

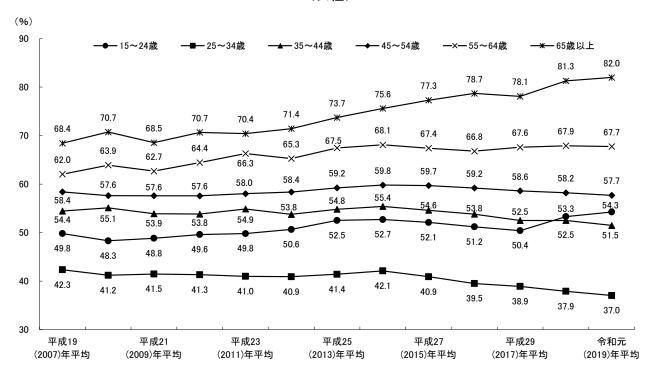


図表 I-2-11-1 学歴別非正社員の比率(全国)

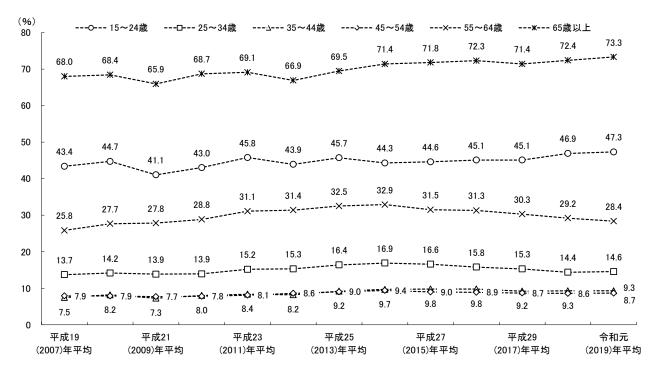
注:非正社員の比率は、役員を除く雇用者に対する非正規の職員・従業員の割合である。

年齢階級別の非正社員の比率をみると、令和元 (2019) 年平均では、女性は 25~34 歳を除いて 50% 以上である一方、男性では 65 歳以上の 73.3%以外は 50%未満である。特に男性の 35~44 歳、45~54 歳は、一貫して非正社員は 1 割未満で推移している。

図表 I - 2 - 1 1 - 2 年齢階級別非正社員の比率(全国) < 女性>

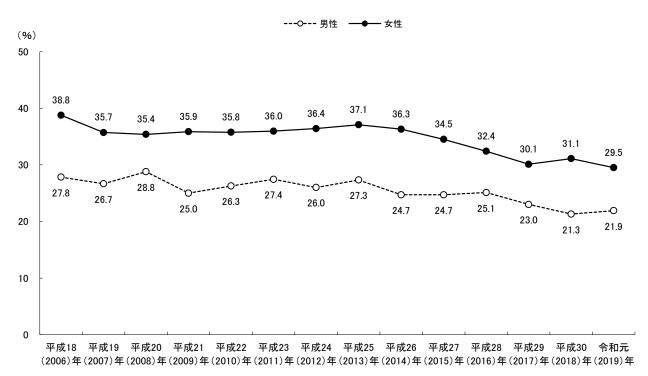


#### <男性>



## 12. 若年雇用者に占める非正規雇用者比率

若年雇用者に占める非正規雇用者の割合は、令和元 (2019) 年は、男性 21.9%、女性 29.5% である。 平成 18 (2006) 年と比較すると、男性は 20%台後半から前半へと、女性は 30%台後半から 20%台後半へと減少傾向で推移している。



図表 I - 2 - 1 2 若年雇用者に占める非正規雇用者比率(全国)

注1: 若年の非正規雇用者比率とは、15~24 歳雇用者総数に占める 15~24 歳非正規雇用者の割合で、いずれも在学中の者を除く。

注2: 平成23(2011)年については、岩手県、宮城県及び福島県を除く数値である。

## 13. 勤続年数階級別労働者数

勤続年数別に一般労働者の構成割合をみると、平成 7 (1995) 年以降男性は 10 年以上が約半数を占め大きな変動はないのに対し、女性は、勤続 10 年以上が平成 7 (1995) 年から平成 17 (2005) 年の間に 28.1%から 33.5%まで大きく増加して、それ以降はゆるやかに増加し、平成 30 (2018) 年は 37.7%となっている。

3~4年 0年 □ 1~2年 □ 5~9年 □ 10年以上 【女性】 【男性】 100 (%) (%) 20 100 80 60 40 20 0 11.9 12.4 6.4 平成7(1995)年 10.1 20.7 18.2 22.9 28.1 49.6 19.7 平成17(2005)年 11.5 52.7 17.6 10.1 12.6 7.0 19.0 14.4 21.6 33.5 20.9 15.3 50.2 18.1 11.8 13.7 6.1 平成22(2010)年 9.8 32.6 50.2 12.2 12.4 6.2 平成23(2011)年 9.8 18.5 15.7 33.2 22.7 11.3 12.4 6.6 49.3 20.3 平成24(2012)年 10.4 18.5 15.6 23.2 32.2 49.4 21.5 10.1 12.4 6.6 平成25(2013)年 10.5 17.8 13.7 24.8 33.3 9.5 12.2 6.6 50.1 21.5 平成26(2014)年 10.4 18.0 12.9 24.5 34.1 9.6 12.9 6.7 50.1 平成27(2015)年 10.5 18.3 12.7 23.5 35.0 49.8 19.8 10.2 13.3 6.7 平成28(2016)年 10.2 19.2 13.3 22.8 34.5 18.9 10.1 13.0 6.7 51.3 平成29(2017)年 10.3 19.0 13.5 21.5 35.8 52.6 17.9 10.0 12.8 6.7 平成30(2018)年 10.1 18.1 13.3 20.8 37.7

図表 I - 2 - 1 3 勤続年数階級別一般労働者構成割合(全国)

注1:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より勤続年数階級別一般労働者構成割合の推移を内閣府が作成

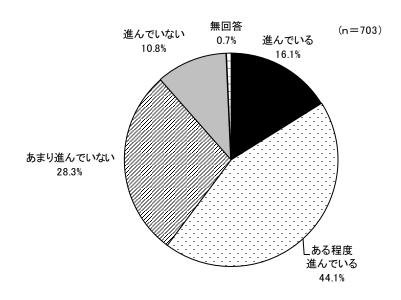
注2:四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

資料:内閣府「令和元年版男女共同参画白書」

# 14. 事業所における女性が活躍するための取組の進捗度合い

都内の事業所に女性の活躍推進に関する取組を聞いたところ、「進んでいる」と回答した企業が16.1%、「ある程度進んでいる」が44.1%である。両者を合わせると60.2%となり、「あまり進んでいない」と「進んでいない」を合わせた39.1%を上回っている。

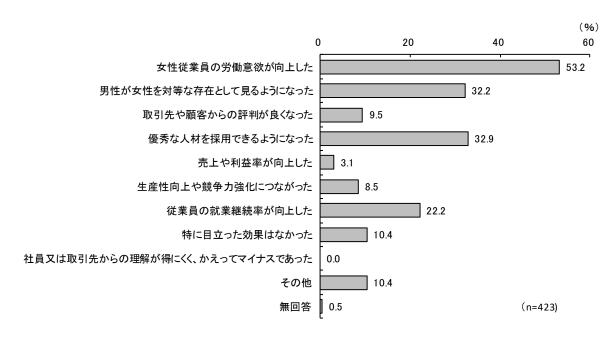
図表 I-2-14-1 事業所における女性が活躍するための取組の進捗度合い(都)



資料:東京都産業労働局:「平成29年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

女性が活躍するための取組実施の効果を聞いたところ、「女性従業員の労働意欲が向上した」の53.2%、次いで「優秀な人材が確保できるようになった (32.9%)」、「男性が女性を対等な存在として見るようになった (32.2%)」の順となっている。

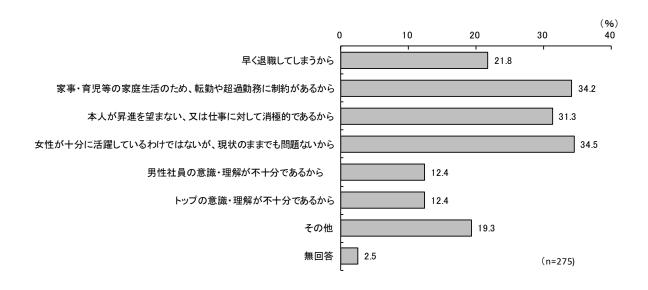
図表 I-2-14-2 女性が活躍するための取組実施の効果(都)



資料:東京都産業労働局:「平成29年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

一方、女性が活躍するための取組が進んでない理由を聞いたところ最も高かったのは、「女性が十分に活躍しているわけではないが、現状のままでも問題ないから」の34.5%、「家事・育児等の家庭生活のため、転勤や超過勤務に制約があるから(34.2%)」、「本人が昇進を望まない、又は仕事に対して消極的であるから(31.3%)」が続いている。

図表 I-2-14-3 女性が活躍するための取組が進んでない理由(都)



資料:東京都産業労働局:「平成29年度東京都男女雇用平等参画状況調査」